

1 令和4年度の重点対策

(1) 職場における新型コロナウイルス感染防止対策等の推進

- ア 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の周知
- イ 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～

(2) 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

- ア 「労働時間適正把握ガイドライン」に基づく労働時間の適正管理
- イ 長時間労働の抑制に向けた監督指導の強化
- ウ 長時間労働につながる下請たたき等「しわ寄せ防止」（※国交省・中企庁、公取委との連携）
- エ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

(3) 中小企業を中心とする改正労基法等の周知及び支援

- ア 時間外労働の上限規制の遵守、三六協定の適正な締結等改正労基法の周知及び支援班による支援
- イ 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援
- ウ 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善

(4) 労働条件の確保・改善対策

- ア 法定労働条件の確保等に係る監督指導、法違反を繰り返す事業場の司法処分等
- イ 技能実習生、自動車運転者、障害者である労働者等の労働条件確保対策の推進
- ウ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

(5) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- ア 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進（※次ページ参照）
 - (ア) 全業種を通じ災害が多発している「転倒災害」の防止
 - 「STOP！転倒災害プロジェクト」、4S活動、防滑靴、転倒予防体操、危険マップ（見える化）、リスクアセスメントの実施、段差の解消・通路の整備
 - (イ) 災害増加業種：食料品製造業、建設業、社会福祉施設等における行動災害の防止
 - (ウ) 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）
- ウ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進
 - ストレスチェック結果の集団分析実施事業場の割合を70%以上とする
- エ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策（改正石綿則の周知）の徹底

(6) 総合的なハラスメント対策の推進

令和4年4月1日からパワハラ防止措置が中小企業も義務化、セクハラ、妊娠・出産・育児等に関するハラスメント等、ハラスメント防止に係る法令の履行確保

(7) 賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善助成金の活用促進、岩手働き方改革推進支援センターの活用促進

(8) 最低賃金の履行確保に関する監督指導

(9) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

2 第13次労働災害防止計画（岩手労働局）

取組期間：2018年～2022年の5か年（令和4年が最終年）

目標：2017年（平成29年）と比較して、2022年（令和4年）までに

死亡災害を30%以上減少させる（5人⇒3人以下）⇒ 死亡災害ゼロを目指す

死傷災害を5%以上減少させる（468人⇒444人以下）

盛岡労働基準監督署管内の災害発生状況と目標

業種	年		2019	2020 令和2年	2021	R2年比	2022 (4月末)	最終年 目標値
	2017	2018			令和3年			
全産業 (内死亡)	468 (5)	490 (3)	500 (1)	476 (4)	557 (7)	+81 (+3)	166 (1)	444
製造業	62	82	66	65	99②	+34(+2)	18	55
建設業	71①	63①	65	60①	75⑤	+15(+4)	22①	63
道路貨物運送業	55②	64①	61	46	53	+7	19	49
林業	14	14	12	12②	9	-3(-2)	3	12
小売業	72	63	72	59	58	-1	21	68
社会福祉施設	30	31	35	50	62	+12	15	28

……盛岡労働基準監督署における災害減少に向けた重点取組事項……

I 転倒災害の減少

転倒災害は、労働人口の高齢化の進展に伴い、全産業を通じて最も多く発生しており、全災害の約半数を占め事故型ワースト1となっていることから、転倒災害の防止が最重要課題です。

従前から取り組んでいる「4S活動」のほか推奨する取組みは以下の2点です。

(1) 危険箇所の「見える化」

つまづき・すべる・階段などリスクの高い箇所を拾い出した「危険マップ」により見える化を進めるとともに、危険箇所についてリスクアセスメントにより危険の芽を摘みましよう。

(2) 転倒予防体操

労働人口の高齢化に伴い、転倒による災害の重篤性も高くなります。腰痛予防の効果も期待できるので、インナーマッスルを鍛える「転倒予防体操」を導入しましょう。

厚生労働省
「STOP! 転倒災害」



厚生労働省
「職場のあんぜんサイト」



II 業種特有災害を防止

建設業では「墜落・転落」「重機」「切れ・こすれ」、製造業では「切れ・こすれ」「挟まれ・巻き込まれ」、運送業では「墜落・転落」、林業では「伐倒・造材作業」、小売業では「転倒」「行動要因」、社会福祉施設では「転倒」「行動要因」など、各産業特性に応じた対策を確実に講じましよう。